

I 令和2年度 学校経営について

今年度の教育実践は、これまでの本校教育活動の「良さ」を継承するとともに、新しい時代に向けて、自立した人間性の育成を目指し、諸教育活動の改善・充実を全職員が一丸となって取り組む。

1 教育目標の設定

(1) 神原中校区小中一貫教育グループの実践と改善の方向性

神原中学校区小中一貫教育グループは、平成24年度、25年度の2年間の小中一貫教育モデル校実践、及び、平成26年度から4年間の本格実施をあわせて6年間の実践を積み重ねてきた。

令和2年度は、これまでの研究実践の「成果」と「課題」を踏まえるとともに、新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた新たな小中一貫教育を構想していくことが重要である。

(2) これまでの教育実践の成果と課題

これまでの小中一貫教育の成果として、①思考力・判断力・表現力を高める「対話的な学び」の充実 ②生徒指導に係る「黙想」「みそあじ」等の共通実践充実 ③神原中登校日等による中学校入学時の不安解消 等が挙げられる。

研究の課題として、① 新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善 ②交流活動や生徒指導に係る共通実践の質的改善 ③小中一貫教育に係る広報活動の充実、地域人材の活用等を図る「社会に開かれた教育課程の実現」等があげられる。

(3) 小中一貫教育の総括目標と教育目標

令和2年度は、これまでの研究の「成果」と「課題」を踏まえるとともに、全教育活動を通じて総括目標である「豊かな人間性を持ち未来を創造する児童・生徒」の育成を目指す。また、「知・徳・体・コミュニケーション能力・地域」の5つの教育目標の柱を設定する。

2 学習指導要領改訂の趣旨を生かした教育活動の改善

(1) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

何ができるようになるかを明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、**全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。**

(3) 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

(5) 教育内容の主な改善事項

項 目	主 な 改 善 事 項
言語能力の 確実な育成	○発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど <u>情報を正確に理解し適切に表現する力の育成</u> （小中：国語） ○学習の基盤としての各教科等における <u>言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実</u> （小中：総則、各教科等）
理数教育の 充実	○前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった <u>観察・実験</u> （小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上 ○必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための <u>統計教育の充実</u> （小：算数、中：数学）、 <u>自然災害に関する内容の充実</u> （小中：理科）

	主 な 改 善 事 項
伝統や文化に関する教育の充実	○正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園） ○古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実
道徳教育の充実	○先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実
体験活動の充実	○生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）
外国語教育の充実	○小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入 ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援 ○小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実
その他の重要事項	○幼稚園教育要領 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化 （「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」） ○初等中等教育の一貫した学びの充実 ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則、各教科等） ・幼小・小中・中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則、各教科等） ○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実 ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動） ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会） ・売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭） ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小中：理科） ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則、道徳、特別活動） ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会） ○情報活用能力（プログラミング教育を含む） ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

	主 な 改 善 事 項
その他の重要事項	・コンピュータでの文字入力等の習得、<u>プログラミング的思考の育成</u>（小：総則、各教科等（算数、理科、総合的な学習の時間など）） ○部活動 ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則） ○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等） ・<u>学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実</u>について、小学校段階から明記。（小中：総則、特別活動） ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等） ・<u>日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程</u>（小中：総則）、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

3 県・市教育委員会の教育施策に基づく教育実践

(1) 小中一貫教育の推進

- ①グループにおける、教科を横断した具体的な共通テーマのものと授業研究
- ②主体的な、児童会・生徒会の活動や学級活動

(2) 教育課程の効果的な推進

- ①教育課程編成・実施に係る指導計画の充実を図る。
- ②教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
- ③教育課程の評価・改善の充実を図る。

(3) 学習指導の工夫・改善・充実を図る。

- ①指導方法の改善・充実を図る。（「わかる授業」を実施し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力の育成を図る）
- ②指導体制の改善・充実を図る。
- ③指導と評価の一体化を図った授業改善を推進する。

(4) 道德教育の充実

*命の大切さや共生の心、規範意識や自立心などの豊かな心の育成に努める。

- ①学校の教育活動全体を通じて道德教育の充実を図る。
- ②道德の時間の充実を図る。
- ③家庭・地域社会との緊密な連携による道德教育の充実を図る。

(5) 健やかな心と体を育む教育の充実

- ①児童が自分の健康に関心を持ち、心身の健康と保持増進を図るための実践力を育成する。
- ②積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、児童の基礎的な体力の向上を図る。

(6) ③部活動（スポーツ少年団等）の活性化と適正化及び安全対策のための工夫・改善を図る。 生徒指導の充実

- ①生徒指導体制・教育相談体制の充実や家庭、地域、関係機関・団体との連携を図る。
- ②「いじめ問題」「不登校」「問題行動」等の未然防止を図る取り組みの強化。
- ③児童生と個々への対応の充実を図る。

(7) キャリア教育の充実

- ①キャリア教育の推進に向けた校内体制等の充実
- ②学ぶことと実生活等を結びつけた授業展開
- ③指導効果を高めることを目的としたキャリア教育の視点に基づく地域教育資源の活用

(8) 特別活動の充実

- ①「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点で、特別活動の各内容の充実を図り、資質・能力を育成する。
- ②各学校において学級活動の共通実践を行い系統的な指導の充実を図る。
- ③児童会、生徒会活動の充実を行い、児童生徒の参画による学校文化の創造を行う。

(9) 特別支援教育の充実

- ①全職員で特別支援教育についての理解を深め、校内支援委員会の機能化と支援体制の充実を図る。
- ②特別支援学級や通級指導教室における教育課程編成の工夫・改善に努める。
- ③特別支援教育における学校支援人材等を活用して、指導方法や支援体制についての工夫改善に努める。

(10) 食育の推進

- ①食に関する指導の全体計画に基づいて、児童の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせる。
- ②学級担任等と栄養教諭（学校栄養職員）との TT 授業等により、学校給食を教材として活用し、関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- ③児童の食物アレルギーに関する実態把握及び対応について、マニュアル等により全職員で共通理解を図る。

(11) 安全教育・防災教育の充実

- ①通学路や学校施設・設備の安全点検を日常的・定期的に行い、危険箇所の改善に努め、事故の未然防止に努める。
- ②事故や災害時における「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行い、防災教育の充実を図り、児童生との危険回避能力を育成する。
- ③那覇市総合防災計画に基づく、避難所開設運営の体制を構築する。

(12) 平和教育の充実

- ①学校の教育活動全体を通じて平和教育を推進する。
- ②校内研修等を通じて平和教育の指導の工夫改善を図る。
- ④郷土の歴史的な特性や平和教育関連施設の活用を推進する。

国際理解教育・外国語教育の充実

- (13) ①学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する。
- ②小中学校における外国語教育の充実を図る。
- ⑤帰国・外国人児童教育の充実を図る。

(14) 情報教育の充実

- 学習指導要領の趣旨を踏まえた、情報活用能力の育成に取り組む。
- ①教科指導等において、ICT を活用した授業実践に取り組む。
- ②児童生徒の情報活用の基盤となる知識や態度の育成に努める。
- ③校内における ICT 環境の整備の推進に努める。

(15) 環境教育の充実

- ①学校の教育活動全体を通じた環境教育に努める。
- ②各教科と関連した指導内容や指導方法を工夫する。
- ⑥家庭・地域社会との連携を図る。

(16) 総合的な学習の時間の充実

- ①新学習指導要領の趣旨を踏まえた全体計画・年間指導計画を作成する。
- ②探究的な見方・考え方を働かせ横断的・総合的な学習を行う事を通して、よりよく課題を解決し、事故の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ③保護者や地域社会との連携を推進する。

(17) 人権教育の充実

- ①人権教育の全体計画を作成し、人権教育の充実を図る。
- ②教育活動全体を通して、人権教育の実践を図る。
- ③『性の多様性を尊重する都市・なは』の宣言を受け、性的マイノリティーに配慮し、誰もが自分らしく安心して生活できるよう取り組みを行う。

(18) 学校図書館活用の充実

- ①学校図書館を活用した指導計画の作成と指導体制の確立を図る。
- ②学校図書館の計画的・積極的活用などの読書活動推進する。
- ③推薦図書の選定を行い、学校全体で読書への意欲を高める。

(19) 学校評価の充実

- ①学校評価システムの効果的な活用を図る。
- ②学校関係者評価委員会の設置及び機能化を図る取組を推進する。
- ③自己評価や学校関係者評価の評価結果を積極的に公表するとともに評価結果を学校改善に生かす取組を推進する。

(20) 子供の貧困対策の推進

- ①学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障を行う。
- ②学校を窓口とした福祉関連機関との連携を推進する。
- ③援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、行政と保護者等との経済的支援のつなぎを行う。

Ⅱ 神原小中一貫教育教育目標

(総括目標)

豊かな人間性を持ち、未来を創造する児童・生徒

(目標)

＜神原小学校＞

- 1 進んで学習しよく考える児童
- 2 優しい心を持ち、協力し合う児童
- 3 明るく健康でたくましい児童
- 4 思いを伝え合うことができる児童
- 5 地域を知り地域を愛する児童

＜神原中学校＞

- 1 目標をもち自ら学ぶ意欲と創造性に満ちた生徒
- 2 心豊かで思いやりがある生徒
- 3 明るく健康でたくましい生徒
- 4 視野を広げ協働する生徒
- 5 地域を理解し地域に貢献する生徒

Ⅲ 目指す子ども像

＜神原小学校＞

- 1 進んで学習しよく考える児童（知）
 - (1) よく考え、判断し、行動できる児童
 - (2) 自ら学習に取り組む児童
 - (3) 夢や希望を持ち続ける児童
- 2 優しい心を持ち、協力し合う児童（徳）
 - (1) 相手の立場や気持ちを考え協力できる児童
 - (2) 命を大切にできる児童
 - (3) 動植物に関心をもち世話をすることができる児童
- 3 明るく健康でたくましい児童（体）
 - (1) 健康な心と体づくりに努力する児童
 - (2) 生活リズムを身につけ継続できる児童
 - (3) 安全に留意し行動することができる児童
- 4 思いを伝え合うことができる児童（コミュニケーション）
 - (1) 自分や友達の意見を大切にする児童
 - (2) 感謝の気持ちを言葉で表現できる児童
 - (3) ていねいな言葉遣いができる児童
- 5 地域を知り地域を愛する児童（地域）
 - (1) 地域の伝統や文化を学ぶことができる児童
 - (2) 地域の人々や環境を大切にする児童
 - (3) 地域の行事に積極的に参加する児童

＜神原中学校＞

- 1 目標をもち自ら学ぶ意欲と創造性に満ちた生徒（知）
 - (1) よく学び創造性豊かな生徒
 - (2) 自ら課題を見つけて取り組み解決する生徒
 - (3) 将来への夢や希望などの目標達成に努力する生徒
- 2 心豊かで思いやりがある生徒（徳）
 - (1) 他人を思いやり、他人と協力・協調できる生徒
 - (2) 生命を大切にし、人権を尊重する生徒
 - (3) 美しいものや自然・文化に感動する感性を持った生徒
- 3 明るく健康でたくましい生徒（体）
 - (1) 心身の健康に留意し、体力の向上に努める生徒
 - (2) 生活リズムを確立し、健康管理ができる生徒
 - (3) 危険を予測し、臨機応変に行動できる生徒
- 4 視野を広げ協働する生徒（コミュニケーション）
 - (1) 他を認め、共に高め合う生徒
 - (2) 感謝の気持ちをもち、表現できる生徒
 - (3) 場に応じた言葉遣いや行動ができる生徒
- 5 地域を理解し地域に貢献する生徒（地域）
 - (1) 地域に関心をもち地域理解に努める生徒
 - (2) 地域の人々や環境を大切にし地域に貢献できる生徒
 - (3) 地域の行事、伝統・文化に親しみ地域に誇りを持つ生徒

IV 目指す学校像

- 1 子ども一人ひとりの居場所があり、「学校が楽しいと思える学校」
- 2 子ども一人ひとりの「可能性を大切に伸ばしていく学校」
- 3 花と緑に囲まれ、「安心・安全な環境で学べる学校」
- 4 教育活動が活発に行われ「活気のある学校」
- 5 保護者や地域の方々が「積極的に教育活動に参画できる開かれた学校」
- 6 児童、職員の人権意識を高め、保護者・地域から「信頼される学校」
- 7 保育園・こども園・中学校等との「カリキュラムの連続性を大切にする学校」

V 目指す教師像

- 1 優しさときびしさを併せもち、心のふれあいを大切にする教師
 - (1) 責任感が強く子どもと学校、地域を愛する教師
 - (2) 危機管理意識を持ち、自他共に律することができる教師
- 2 自己研鑽に励む教師
 - (1) 研究意欲旺盛で、研究の成果を日々の授業に生かす教師
 - (2) 1時間1時間の授業を大切に、楽しくわかる授業に向け創意工夫をする教師
- 3 誠意を持って教育活動を実践する教師
 - (1) 誠実で教職に誇りを持つ教師
 - (2) 協調性があり、児童や保護者、家庭・地域から親しまれ信頼される教師
- 4 法令を遵守する教師
 - (1) 教育公務員としての自覚を高め、法令を遵守する教師。

VI 学校経営の基本方針

- 1 計画・実施・評価・改善の「マネジメントサイクル」を生かす。
- 2 「教育課題の改善」を目指した教育活動を推進する。
- 3 諸教育活動を関連づけた「豊かな教育活動」を構築する。
- 4 全職員が協働し、「子どもの良さ」を育む教育活動を創出する。
- 5 教育活動を公表し「開かれた学校づくり」を推進する。
- 6 「学習指導要領改訂の趣旨」を生かした教育活動を推進する。
- 7 県教育委員会、市教育委員会の「諸教育施策」を基盤とした教育活動を行う。

VII 令和2年度教育活動の重点

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 小中一貫教育の改善・充実（「共通実践」の質的改善） |
| 2 | 確かな学力の向上（「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善） |
| 3 | 豊かな心の育成（道徳教育の充実、交流活動の創出） |
| 4 | たくましい心と体の育成（健康・安全に係る取組の徹底） |

VIII 「令和2年度教育活動の重点」に係る具体的取組

1 小中一貫教育の改善・充実（「共通実践」の質的改善）

- 令和元年度までの小中一貫教育の取組を通じて、「義務教育9年間を見通した教育活動」の充実が図られてきた。また、小中合同研修会の実施により、校種を超えた教育実践の充実が図られつつある。
- 昨年度の課題として、実践の「日常的な交流」が十分に行えない等の現状がある。
- また、「実践の検証」や「地域を巻き込んだ教育活動」の展開においても課題が見られる。
- そこで、下記の視点により、神原中学校区小中一貫教育の充実を図っていきたい。

(1) 小中一貫教育に係る取組の広報活動の強化

学校だより、パンフレット、掲示物、地域懇談会、授業参観日等における実践紹介、広報活動の強化を行う。

(2) 本校における授業改善、生徒指導、交流活動の記録と評価の蓄積

令和元年度は、小中一貫教育公開授業、校内研究授業及び検証授業、経年経験者研修公開授業、特別支援学級研究授業、示範授業等、多くの授業研究会が行われた。

2020年度は、これらの授業研究の視点を、「主体的・対話的で深い学び」の視点に焦点化するとともに、実践記録・評価等の蓄積を行う。

生活規律、学習規律については、「みそあじ」（身なり・掃除・挨拶・時間を守る）、「神原小きらきらプラン」の実践記録・評価等を蓄積する。

(3) 那覇市内各小中一貫教育グループ（17グループ）の情報収集

那覇市内では、17中学校区の小中一貫教育が実践されている。「小中一貫教育だより」等にある他グループの授業研究会に職員を派遣し、他グループ実践から学び、神原中小中一貫教育の充実に活かせる取組を創出する。

2 確かな学力の向上（「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善）

- 今年度から新学習指導要領が全面实施される。特に授業改善の視点として示されている「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業改善は、本校にとって重要かつ喫緊の課題である。
- また、全国学力・学習状況調査、沖縄県学力到達度調査、Webテスト、学力検査等の諸学力調査結果において本校児童の学力の定着状況には大きな課題が見られる。
- 小中一貫教育における「授業の基本事項」の徹底を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業改善の方向性を明確化し全校体制で推進する。
- また、学習の定着の充実を図る「補習指導」を教育課程に位置づけるとともに、年間を通じて家庭学習の習慣化、読書活動の充実を図る取組を学校・家庭・地域連携して実践する。

(1) 全ての公開授業の視点を「主体的・対話的で深い学び」に焦点化し、全校体制で日常的に学び合う体制を整える。

○年間の「公開授業掲示板」を作成するとともに、全ての指導案の中に「主体的・対話的で深い学び」に係る視点を取り入れ、授業研究会において参加者の意見交流を行う。

○授業実践、公開授業等においては、レディネスを整える活動を重視し、担任外の協力を得た「補習指導の実施」や授業内における「個別指導の充実」を図る。

○他校の授業研究会に積極的に参加できるよう、計画的に授業の補充計画を立て、授業研究会への参加を促す。

(2) 諸学力調査結果の分析と課題のある領域、問題に係る指導を徹底する。

○国や県の平均正答率と比較し、20%以上の開きがある問題等については、特に「指導方法の工夫・改善を要する指導課題」として捉え、再度、指導を行いその定着度の向上を図る。

○学級によって正答率の開きが大きい問題については、校内研修会、学年会等で意見交流等を行い、学習に遅れのある児童への支援の仕方、学習の定着を図る方法について具体的な「改善策」を立案し、指導に生かす。

(3) 授業内の個別指導や、放課後の補習指導を日常化させる。

○日常的な授業改善の中において、レディネステスト等を生かし、授業内の個別指導に生かす。また、学習の定着度を把握するための「ふりかえり」を大切にした授業を意図的に実践する。特に、学習の定着度が低い児童に対しては、その日のうちに補習指導を実施する。

○年間を通して「補習」の充実を図るとともに、週時程に「補習の時間」を明記し、学力向上の推進を図る。

(4) 家庭・地域と連携した家庭学習の習慣化を図る取組を行う。

○家庭学習強化旬間（6月・12月）の実施、授業参観日における模範となる家庭学習ノートの紹介、放課後子どもクラブ（神原学童）、地域学習支援ボランティア（きらきら教室）、壺屋児童館夏休み学習会等と連携し、家庭学習の習慣化を図る取組を行う。

○家庭学習に係る表彰を行い、児童の学習意欲を高める活動を行う。

○授業と連動した「宿題」や児童の学ぶ意欲を大切にした「家庭学習」の内容等について学力向上推進部会で取組の一貫性を図る方策の提案を行い、家庭学習の定着、充実に係る取組の充実を図る。

3 豊かな心の育成（道徳教育の充実、体験活動・交流活動の創出）

○ 本校の児童は、素直で明るい児童が多い反面、一部の児童に危険な遊び方をしたり、登下校の時刻を守らなかったりする児童が見られる。

○ また、動植物の世話を行う等の体験活動やボランティア活動の経験が乏しかったり、「言葉遣い」や「あいさつ」等について課題のある児童が多い。

○ 全教育活動を通して、生命尊重、共生の心、規範意識の向上、自立心等、小学校において重要な豊かな心の育成を幼稚園（こども園）、小学校、中学校と連携して実践する。

(1) 全学年、年間指導計画に基づいた道徳科の授業を実践する。

- 1 学年から 6 学年までの道徳科における年間指導計画を共有し、全ての学年において指導計画に基づいた授業実践（3 5 週、1 学年は、3 4 週）を行い、その実践記録を週案に明確に残す。
- 年間に 1 回以上、道徳の公開授業（事務所訪問、授業参観日、経年研修会、示範授業）道徳の授業公開を行う。

(2) 教育活動全体を通して、体験活動、交流活動を重視した教育活動を実践する。

- 生命尊重や共生の心、規範意識、自立する心、相手を思いやる言葉遣い、あいさつ等の礼儀等について、教育活動全体の体験活動、交流活動の充実を図り、その重要性に触れさせる。
- 学校長講話（お話朝会）、学年朝会、各学級活動等において、模範となる行動を行っている児童の紹介をする等、学校教育活動全体を通して規範意識等を高める取組を意図的に実践する。
- 特別な支援を要する児童の理解を促す取組、人権意識を高める月間の設置等、の「他者への思いやりの心」を育む取組を年間を通して実践する。

(3) 児童が自己表現できる場の設定を大切にする。

- 子どもが自ら自己表現できる場づくりを大切にし、学級・学年・学校全体等の場面で自己存在感、自己肯定感を育むようにする。
- 異年齢交流を大切にし、交流の運営を児童自ら実践できるよう支援する。
- 学校行事等の実践において、児童の意見を最大限に取り入れ、自主性を育むよう配慮する。

4 たくましい心と体の育成（健康・安全に係る取組の徹底）

- 本校児童は、特定の児童に基本的な生活習慣が身についていない事例が多く見られる。
- また、遅刻して登校する児童や放課後家に戻る時刻が遅く、家庭から学校へ連絡が入るケースもある。
- 虫歯治療率は、継続課題となっており校内学校保健委員会において重点的に協議を深め、取組を強化していきたい。
- 日頃から身体の清潔、食物アレルギーを持つ児童への支援、疾患を持つ児童への支援を全校体制で実施している。今後も重要な取組の 1 つとして継続していきたい。

(1) 早寝・早起き・朝ご飯・運動の励行。

- 基本的な生活習慣の形成を図る上で、「早寝・早起き・朝ご飯・運動」の励行を行う。
- 積極的な生徒指導の観点から「あいさつ運動」「朝のボランティア活動」「一人一鉢運動」「体力づくり運動」（縄跳び、持久走等）「生活リズム表作成の取組」等を行い、健康な生活への関心意欲、実践力を高める。

(2) 安全な遊び方、運動の指導の徹底

- 学校周辺の環境（交通量、河川、公園等）から安全に遊べる場所の選択、遊ぶ際に気を付ける点等、具体的な安全指導を徹底する。
- 特に、けがの多い場所や時間帯、事例等を具体的に示し、「危険回避能力」の育成に役立てる。

○登下校中や放課後、休日、祝祭日等においてもけがをしたり、事件・事故に巻き込まれないようにするため、「いかのおあいうし」等、日常的な指導を継続し徹底する。

(3)「健康づくり」についての実践力を高めるための支援を行う。

- 虫歯予防に係る指導を学校歯科医、各保護者等と連携して行い、「虫歯治療率」の向上を図る。
- 体の清潔やうがい・手洗いの励行等、日常の中から自分自身の健康づくりを意識させた取組を行う。
- 食物アレルギーや中度・重度の疾患を持つ児童には個別の指導を行うとともに全校体制での支援が行えるよう、管理者、学級担任、養護教諭、栄養士、保護者等と面談の場を設定し、具体的な支援計画を作成する。

IX 「令和2年度教育活動の重点」の実践に当たって

- 「令和元年度教育活動の重点」の実践に当たっては、下記のように全ての教育計画に意図的に反映させて、計画・実施・評価・改善のマネジメントサイクルが機能するよう配慮する。

令和2年度 教育活動の重点

- 1 小中一貫教育の改善・充実（「共通実践」の質的改善）
- 2 確かな学力の向上（「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善）
- 3 豊かな心の育成（道徳教育の充実、交流活動の創出）
- 4 たくましい心と体の育成（健康・安全に係る取組の徹底）

*** 「令和2年度教育活動の重点」の具体的取組を下記の年間指導計画に具体的に反映させる。**

1 教育課程 (1) 教育課程の編成 (2) 週行事・月行事・日課表 (3) 各教科・道徳。特活等実施計画 (4) 学校行事、その他の教育活動計画 (5) 職員会議年間計画 (6) 授業参観、校内授業研究計画 (7) 小中一貫教育行事日程 (8) 年間行事予定表、月別行事予定表 2 全体計画 (1) 学習指導の改善・充実 (2) 学力向上推進計画 (3) 校内研究計画 (4) 道徳教育 (5) 体育教育全体構想 (6) 安全計画 (7) 防災計画 (8) 不審者、地震、津波対応マニュアル (9) 学校保健	(10) 学校保健 (11) キャリア教育 (12) 食育 (13) 特別活動 (14) 総合的な学習の時間 (15) 人権教育 (16) 平和教育 (17) 生徒指導 (18) 教育相談 (19) 国際理解教育 (20) 外国語活動 (21) 特別支援教育 (22) 情報・視聴覚教育 (23) 環境教育 (24) 揭示教育 (25) 図書館教育 (26) 福祉・ボランティア教育 (27) 保幼（こ）小連携 (28) 開かれた学校づくり 等